

第  
4  
章

第3期吹田市障がい児福祉計画

# 1 基本的な考え方

障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、本市における障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を定める計画です。

本計画の推進にあたっては、障がい児に対する虐待の防止、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進、障がいを理由とする差別の解消及びユニバーサルデザインの推進、事業所における利用者の安全確保及び研修等の充実等の視点を含めて取り組まなければなりません。

障がいのある児童の健やかな育成を支援するためには、児童のライフステージに沿って保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の機関と連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備を図るとともに、障がいの有無に関わらず地域社会への参加が可能となるよう、適切な生活環境を整備していく必要があります。

障がい児通所支援等を必要とする児童が増え続ける中、早期発見・早期支援のための体制整備や相談支援体制の充実はより重要なものとなっており、また、児童発達支援センターを中心とした地域の障がい児通所支援の体制強化が求められています。

障がい児福祉計画に基づき、障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の多様なニーズに継続的、かつ総合的に対応するとともに、必要なときに必要な支援へと着実につないでいけるよう、関係機関と連携を一層強化し、取組を推進していきます。

国の基本指針や大阪府の考え方を踏まえた障がい児支援体制の確保に関する基本的な考え方は、次のとおりです。

## (1) 地域支援体制の構築

令和6年の児童福祉法の一部改正に伴い、児童発達支援センターが地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置付けられ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入り口としての相談機能が求められています。

本市では、こども発達支援センターを障がい児支援の拠点施設と位置付け、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能を強化するとともに、障がい児通所支援サービス事業所と連携し、障がい児通所支援の充実を図ります。

また、こども発達支援センターの幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、

障がい児通所支援サービス事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進の中核としての機能、障がい児の発達支援の入口としての相談機能を踏まえた重層的な支援体制の整備を推進します。

地域における支援体制の整備に当たっては、関係機関との会議等において、インクルージョン推進における地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、吹田市地域自立支援協議会と連携を図り、障がい児支援のインクルージョン推進の体制を構築していきます。

障がい児通所支援サービス事業所に対しては、こども発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションを実施するとともに、関係部局が連携し、情報共有や課題解決に向けた研修、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施等に努め、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

## （2）保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

すこやか親子室、こども発達支援センター、保育、教育、留守家庭児童育成室等が緊密な連携を図り、障がい児の早期発見・早期支援や健全育成、障がい児通所支援の体制整備を推進します。

児童のライフステージに沿って、それまでの支援が途切れることのないよう、教育等の関係機関へ円滑に引き継いでいくよう努めます。

また、18歳以降も継続した支援が行われるよう、障がい児・者の福祉サービス所管部局間で情報や課題の共有を図ります。卒業後の進路選択や生活の場の確保については、教育等の関係部局、支援学校等の関係機関と連携し、保護者等に対する必要な情報の提供及びサービス等の利用に向けて円滑な引継ぎを行います。

難聴児支援については、新生児聴覚検査への助成事業や乳幼児健康診査等での聴覚検査の実施により、難聴児等の早期発見や専門的な療育機関及び身近な地域における療育の実施等、適切な支援につなげます。

## （3）地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

障がい児通所支援サービス事業所等と、保育所や幼稚園、認定こども園、留守家庭児童育成室、小学校、特別支援学校等との支援協力体制の構築に努めます。

こども発達支援センターをはじめとする障がい児通所支援サービス事業所等が、保育所や小学校等の育ちの場を巡回または訪問し、連携・協力しながら支援を行う体制を構築します。

また、障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、言語（手話）その他さまざまなコミュニケーション手段が存在することなど、障がい特性に応じた対応について啓発し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

さらに、「第2期吹田市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度））及び後継計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策との緊密な連携を図りながら、施策の充実に努めます。

#### （4）特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児の人数やニーズを把握するとともに、児童発達支援センターや重症心身障がい児を支援する障がい児通所支援サービス事業所等により、重症心身障がい児の地域生活を支援する体制の整備に努めます。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係者が連携を図るための協議の場を設置し、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。

また、医療的ケア児等コーディネーターを中心に、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

医療的ケア児等コーディネーターについては、医療関係、福祉関係の専門職等の中から配置を促進し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

さらに、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児の支援に当たり、養成研修等の参加の促進や、こども発達支援センターにおける訪問等による相談を通して事業所への支援を推進するなど、専門的な支援員を有するサービス提供事業所の確保に向け、支援体制の整備を図ります。

#### （5）障がい児相談支援の提供体制の確保

障がいのある、またはその疑いがある児童とその家族の相談窓口であるこども発達支援センターやすこやか親子室、のびのび子育てプラザ等の各機関の役割を周知するとともに、各機関において専門知識を深め、ライフステージに応じた適切な支援につなげるよう連携し、相談支援体制の充実に努めます。

また、障がい児通所支援サービスの利用に当たっては、児童本人や家族に対する支援を継続的かつ一体的に受けられるように障がい児相談支援の利用の周知に努めます。

障がい児相談支援を実施する事業者の提供体制の確保に向けては、福祉担当部局による計画相談支援事業所に対する補助事業等を進めるとともに、相談支援専門員に必要とされる、適切な支援の利用につなぐ専門性や、子供の発達段階の理解を高めるため、こども発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーション等を実施し、相談支援専門員のコーディネーター機能の強化を図ります。

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

## 2 成果目標

### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

#### ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

##### 目標

項目	年度	目標	現状
		令和8年度 (2026年度)	令和4年度 (2022年度)
児童発達支援センターの設置		設置済	福祉型 1か所 医療型 2か所
保育所等訪問支援を実施する事業所数		6か所	4か所
障がい児支援の地域社会への参加・包容のための関係機関の協議の場の設置		設置済	設置済

##### 目標値設定に当たっての考え方

児童発達支援センターの設置については、令和6年4月の児童福祉法の一部改正により、児童発達支援の福祉型・医療型の類型が一元化されることを踏まえ、類型による表記を変更するものです。第2期計画に引き続き、利用環境の整備に努めます。

保育所等訪問支援については、第2期計画では3か所としていましたが、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築するため、保育所等訪問支援の第3期計画期間の目標値を6か所と設定します。また、インクルージョン推進における関係機関の協議の場として、吹田市地域自立支援協議会を活用していきます。

##### <参考>

##### ●国の基本指針 大阪府の考え方

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置。
- ・児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努める。

**成果目標に係る主な取組**

(ア) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能の強化

こども発達支援センターは、地域における障がい児支援の中核的な支援機関として、児童の特性に応じた支援を実施するため、保育士・児童指導員が実施する、親子遊びや小集団での親子活動をとおして、子供の成長に応じて必要な支援と一緒に考える年齢ごとの親子教室や、杉の子学園、わかたけ園での療育や保護者相談、学習会を通じて、子供の成長を確認し、特性への理解を深める取組を進め、子供が社会生活に向けて自立成長するための支援を実施するほか、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士等による発達相談や専門療法、ソーシャルスキルトレーニングなど、専門性に基づく支援を実施します。また、早期に発達専門の医療機関を受診し、適切な療育が受けられる体制を整備するため、大阪大学と協力して、大阪大学医学部附属病院の受診から必要な療育へとつなげる体制を整備し、支援の充実を図ります。

保護者への支援として、個別相談や子供の特性を理解し、具体的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニング、保護者のための講座を実施するほか、こども発達支援センターの利用者や卒園児の保護者を対象とした交流会など、家族が交流する場を提供し、療育が必要な児童の家族を支援します。

(イ) 地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーションの実施

本市の障がい児支援の拠点施設であるこども発達支援センターの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理士・保育士の専門職による、障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション等の支援を実施します。また、吹田市障がい児支援事業者等連絡会の活動を通じた情報共有や課題解決に向けた研修の実施等により、療育水準の向上に努めます。

(ウ) 地域のインクルージョン推進の中核としての保育所等訪問支援

こども発達支援センターでは、療育支援が必要な児童が地域でも過ごせるように、保育所等の巡回相談や児童の見立てについて関係機関へ情報共有を行い、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めています。

また、こども発達支援センターで実施する関係機関の連絡会議等において、保育所等訪問支援がスムーズに行えるよう課題を整理し、こども発達支援センターをはじめとする保育所等訪問支援事業所の支援内容の充実を図ります。

第1章 吹田市障がい児支援プランの概要

第2章 障がい者をとり巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

(工) 地域の発達支援に関する入口としての相談対応

こども発達支援センター、すこやか親子室、保育所、幼稚園、認定こども園、のびのび子育てプラザは、発達相談の窓口として、発達に関する相談や、適切な支援につなぐ等の役割を担い、早期発見・早期療育に向けた取組を推進しています。

こども発達支援センターは、親子教室や5歳発達相談など、児童の発達段階に応じた課題に対する支援の充実を図るとともに、相談支援事業を通して児童発達支援事業所等と連携し、療育の必要な児童とその家族の支援に努めます。

また、療育支援に当たっては、児童の特性に応じて、乳幼児期から就学後までライフステージに応じた切れ目のない支援が必要です。児童の成長記録や支援記録等を記載したファイルである「発達支援手帳すいすいのーと」や、就学前後のように在籍機関が変わる時期に特化したファイルである「すいすいシート」の活用促進に取り組み、児童の障がい特性を関係者で共有する仕組の構築を検討します。また、こども発達支援センター、すこやか親子室は障がい福祉室や関係部局と連携し、18歳以降の支援体制についての情報発信に努めます。



第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者をとり巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

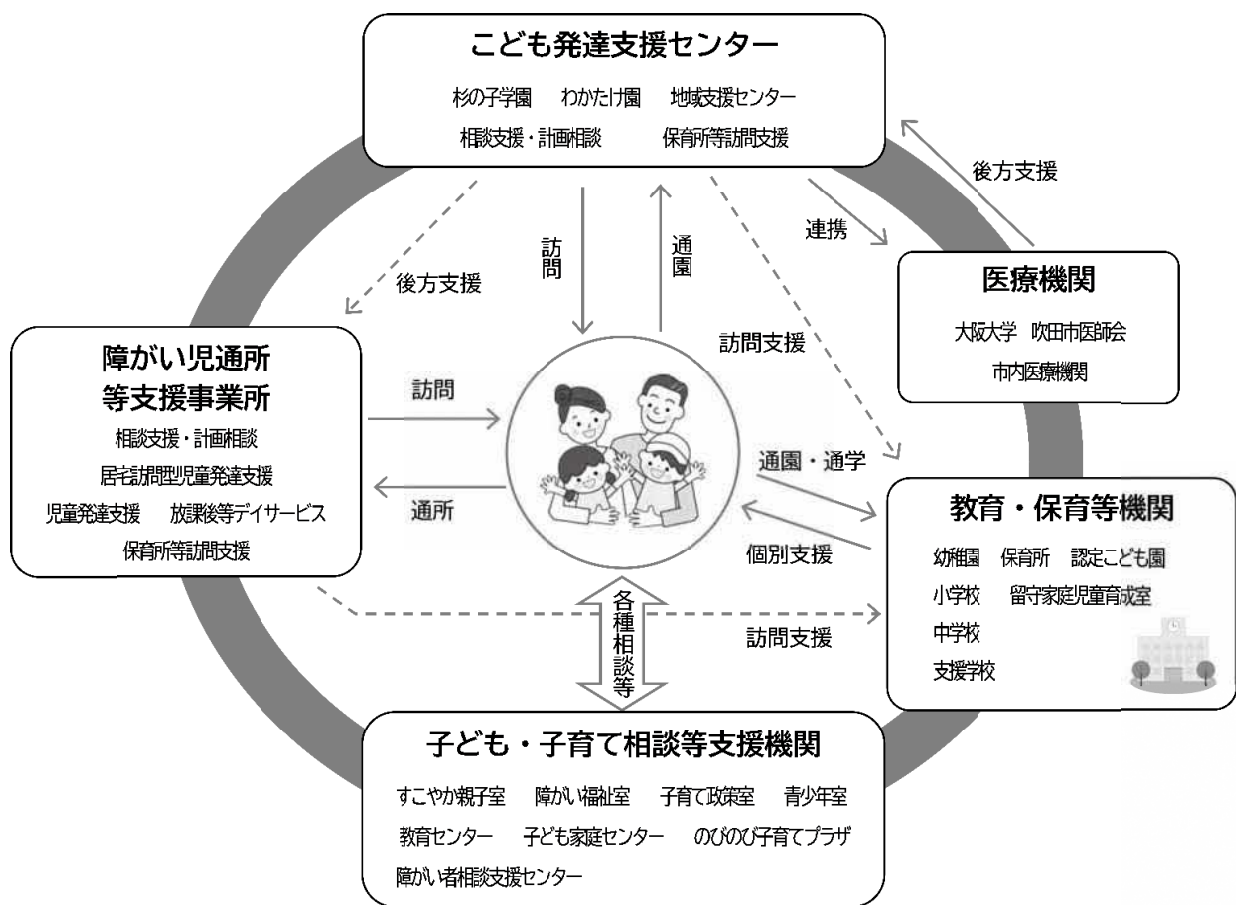
第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

(オ) 地域のインクルージョン推進における関係機関の協議の場の設置

地域のインクルージョンの推進については、ライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援を提供する体制の強化を図るため、従前から吹田市域療育等関係機関連絡会等の関係機関における会議で検討を進めてきました。令和6年の児童福祉法の一部改正において、地域社会への参加やインクルージョンのさらなる推進が求められており、障がい児者等が自立し安心して日常生活や社会生活が営むことができる地域社会の実現に向け、吹田市地域自立支援協議会を活用し、協議・協働することで、インクルージョンの推進に係る検討及びその活性化を図っていきます。

こども発達支援センターを拠点とした療育支援<イメージ図>



第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者をとり巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料



イ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

目 標

項目	年度	目標	現状
		令和8年度 (2026年度)	令和4年度 (2022年度)
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数		3か所	3か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数		6か所	6か所

目標値設定に当たっての考え方

これまでの利用実績や支援ニーズの動向などから第3期計画期間の目標値を、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所については3か所、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所については6か所と設定します。

今後も利用実績や支援ニーズの把握に努めながら、重症心身障がい児の療育を進める体制整備に努めます。

<参考>

●国の基本指針 大阪府の考え方

- ・令和8年度末までに、各市町村に1か所以上確保する。
- ・市町村が目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考に設定。府が示す参考値以上の事業所がすでに設置されている場合には、それ以上の事業所数を設定。

成果目標に係る主な取組

(ア) 重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の整備にあたっては、利用実績や支援ニーズを見極めながら次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用した施設整備補助事業により、事業者募集を引き続き検討します。

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者をとり巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

目 標

項目	年度	目標	現状
		令和8年度 (2026年度)	令和4年度 (2022年度)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置済	設置済
医療的ケア児等コーディネーターの配置数		福祉関係 1名 医療関係 1名	福祉関係 0名 医療関係 1名
協議の場の開催数		3回/年	3回/年

目標値設定に当たっての考え方

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携を図るために設置された吹田市域療育等関係機関連絡会を医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として位置付けています。

医療的ケア児等コーディネーターは、医療の専門的な知識と経験に基づいて、児童の健康の維持を図るとともに、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援のキーパーソンとしての福祉的役割も求められています。看護師等の医療関係、相談支援専門員等の福祉関係の職種が連携し、総合調整が行えるよう、福祉関係のコーディネーターを新たに配置します。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等、心身状況に応じた各分野の支援が行えるよう、引き続き吹田市域療育等関係機関連絡会の医療的ケア児部会において、課題について協議し、支援の充実に努めます。

<参考>

●国の基本指針 大阪府の考え方

- ・令和8年度末までに医療的ケアを要する重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置。心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。
- ・令和8年度末までに、医療的ケア児等コーディネーターについて、福祉関係、医療関係各1名以上、地域の実情に応じて市町村に配置。

第1章 吹田市障がい児支援プランの概要

第2章 障がい児者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

**成果目標に係る主な取組**

- (ア) 吹田市域療育等関係機関連絡会の医療的ケア児部会において、地域の医療的ケア児の課題の整理や地域資源の把握を行い、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と情報共有を図ります。
- (イ) 医療的ケア児等コーディネーターは、新生児の退院後の在宅生活を見据え、医療機関やこども発達支援センター、すこやか親子室等の関係機関と連携し、居宅介護や訪問看護等について、医療的ケア児の発達段階に応じた支援を推進します。また、医療的ケア児相談窓口において、相談対応を行い、個々のケースに応じて必要な支援につないでいきます。
- (ウ) 医療的ケア児部会において、令和5年度に実施した医療的ケア児の保護者に対する実態調査結果の分析を行い、医療的ケア児に係る課題を明らかにし、その解消に向けた取組を検討します。

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者をとり巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

## (2) 相談支援体制の充実・強化

### ア 発達障がい者等に対する支援（活動指標）

#### 見込量

		年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
セルフプラン（児童）	プラン率		30%以下	30%以下	30%以下
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数 (人/年)		65	69	73
ペアレントトレーニング実施者数	実施者数 (人/年)		8	9	10
ペアレントプログラム実施者数	実施者数 (人/年)		18	22	26

#### 【見込量確保のための方策】

- (ア) 大阪府発達障がい者支援センターと連携しながら、相談体制の強化を図り、最適なサービスにつなぎます。
- (イ) ペアレントトレーニング及びペアレントプログラムの実施により、保護者が子供の特性を理解し、具体的な対応方法等について学ぶ機会を提供します。
- (ウ) こども発達支援センターの、卒園児や在園児の保護者を対象とした交流会の開催や、本人同士等が集う場の提供に努めます。また、大阪府が実施しているペアレントメンター事業を活用し、子育てに関する経験談の紹介や、情報提供の機会を通して、家族支援を行うとともに、ペアレントメンターの役割の周知を図ります。
- (エ) セルフプランの実状を把握し、障がい者に対して適切なケアマネジメントが行われるよう、計画相談支援事業所における相談支援専門員の確保など体制整備の取組を継続します。**重点取組**（障がい福祉計画再掲）

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

### (3) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（再掲）

#### ア 各目標の設定と考え方

##### 目 標

- (ア) 障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。
- (イ) 不正請求等の未然防止や発見のため、監査を担う福祉指導監査室と審査事務を担う障がい福祉室及びすこやか親子室との連携体制を強化します。
- (ウ) 府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します。

##### 目標設定に当たった考え方

大阪府の考え方に基づき、事業所指定の権限を持つ本市の状況に置き換えて、目標を設定します。

##### <参考>

##### ●国の基本指針

- ・令和8年度末までに、別表第一の十の各項（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、計画的な人材養成の推進、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

##### ●大阪府の考え方

- ・国の基本指針の趣旨を踏まえ、市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定する。

#### イ 成果目標達成に向けての取組

- (ア) 障がい福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目については、事業者に対する集団指導等で注意喚起を行います。
- (イ) 不正請求等の未然防止等の観点から、報酬の審査体制の強化に取り組みます。
- (ウ) 福祉指導監査室が行う実地指導の結果について、障がい福祉室及びすこやか親子室と情報共有し、報酬の審査体制の強化に向け、引き続き取り組みます。
- (エ) 大阪府が設置する「指定指導に関する調整会議」に出席し、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議するとともに、様々な機会をとらえて、府内市町村等と情報共有し、指導監査等を適正に行います。
- (オ) 基幹相談支援センター等職員については、大阪府等が実施する研修を受講するなど、総合的かつ専門的な相談支援の技術向上に努めます。また、各事業者においても、職

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

員の支援技術の向上に取り組めるよう、大阪府等が実施する研修の情報提供を行うなど、連携して人材育成に取り組めます。

ウ 目標達成に関連する主な活動指標

項目		年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい福祉サービス等に 係る各種研修の 活用	都道府県が実施する障 がい福祉サービス等に 係る研修その他の研修 への市町村職員の参加 人数	参加人数 (人/年)	15	15	15
	障がい者自立支援審査支払等システム による審査結果の共有	体制の有 無	有	有	有
実施回数 (回/年)		1	1	1	
障がい福祉サービス事業所等に対する 指導監査の結果の共有	体制の有 無	有	有	有	
	実施回数 (回/年)	2	2	2	

第1章 吹田市障がい者  
支援プランの概要

第2章 障がい者を  
取り巻く状況

第3章 第7期吹田市  
障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市  
障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく  
施策の推進に向けて

資料

### 3 障がい児支援の利用見込みとその確保策

成果目標を達成するため、障がい児支援の種類ごとの各年度における必要な量（活動指標）を設定します。障がい児通所支援等の必要量を見込むに当たっては、国の基本指針及び大阪府の考え方を踏まえ、それぞれの支援の月間実利用見込者数に、1人当たり月平均利用量を乗じた数量を見込量として積算することを基本とします。

#### (1) 障がい児通所支援等

サービス名	サービス内容
児童発達支援	障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	学齢期の障がい児に、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等に通う障がい児に、保育所等における集団生活の適応のための専門的支援を提供します。
居宅訪問型児童発達支援	外出困難な重度の障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を提供します。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用者に、サービス利用計画書を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を提供します。

【実績】（月平均の利用児童数（人/月）、利用日数総数（人日/月）、訪問回数（回/月））

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (※2)
児童発達支援	利用児童数(人) (※1)		594	634	650
	利用日数総数(人日)		5,120	5,938	5,909
医療型児童発達支援	利用児童数(人) (※1)		61	51	38
	利用日数総数(人日)		584	540	369
放課後等デイサービス	利用児童数(人) (※1)		1,227	1,387	1,388
	利用日数総数(人日)		12,506	14,392	16,674
保育所等訪問支援	利用児童数(人)		19	37	70
	訪問回数(回)		25	54	100
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人)		4	4	2
	訪問回数(回)		41	30	7
障がい児相談支援	利用児童数(人)		394	442	508

(※1) 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの利用児童数は、延べ人数

(※2) 令和5年度(2023年度)は令和5年9月までの数値をもとに算出

【見込量】（月平均の利用児童数（人/月）、利用日数総数（人日/月）、訪問回数（回/月））

項目		年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援	利用児童数(人) (※3)		751	858	973
	利用日数総数(人日)		7,394	9,118	11,116
放課後等デイサービス	利用児童数(人) (※3)		1,568	1,772	2,003
	利用日数総数(人日)		19,175	22,051	25,359
保育所等訪問支援	利用児童数(人)		79	89	101
	訪問回数(回)		115	132	152
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数(人)		4	4	4
	訪問回数(回)		20	20	20
障がい児相談支援	利用児童数(人)		569	637	714

(※3) 児童発達支援・放課後等デイサービスの利用児童数は実人数

第2期計画まで福祉型と医療型の児童発達支援は個別に見込量を計上していましたが、第3期計画より一括して計上することとなりました。



【見込量確保のための方策】

- 児童本人やその家族が、障がい児支援事業について適切に情報を得ることができるよう、あらゆる情報を分かりやすく、伝わりやすく発信し、事業のさらなる推進を図ります。
- サービスを必要とする児童が療育につながるよう、相談の入り口となるこども発達支援センターやすこやか親子室、のびのび子育てプラザ等の各機関の役割の周知を進めるとともに、各機関において専門知識を深め、事業所や医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図りながら、ライフステージに応じた切れ目のない、支援体制の充実に努めます。
- 市民アンケートにおいても事業所の質向上を望む割合が高かったことも踏まえ、障がい児通所支援サービス事業所に対して、研修の開催、報酬請求の過誤に対する指導、指導監査の適正な実施など支援の質の向上のための取組を推進します。
- 支援ニーズに沿った適切な利用計画を作成し、家族を含めたきめ細かな支援を提供するために、障がい児相談支援を実施する事業者に対し、コーディネーター機能強化に向けた研修や啓発を実施します。
- 医療的ケアを必要とする児童等、障がいの特性に応じたニーズの把握に努めるとともに、次世代育成支援対策施設整備交付金等を活用した施設整備補助事業の周知を進めるなど、引き続き障がい児支援に係る事業所の充実に努めます。

第1章 吹田市障がい児支援プランの概要

第2章 障がい児を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい児福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

## (2) 地域生活支援事業

### ア 障がい児等療育支援事業

在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、こども発達支援センターにおいて、療育の技術向上等を目的とする機関支援や研修、実習を行うとともに、吹田市障がい児支援事業者等連絡会と連携し、療育等の実施機関との重層的な連携を図ります。

#### 【実績と見込量】

項目		年度					
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) 見込み	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障がい児等 療育支援事業	実施箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1

#### 【見込量確保のための方策】

○支援者向け講座の開催や、通所支援事業所の職員に対する実習などの支援を継続するとともに、障がい児通所支援事業所等に対し、訪問によるスーパーバイズ・コンサルテーション等を実施します。

第1章 吹田市障がい児支援プランの概要

第2章 障がい児を取り巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい児福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料

### (3) 子ども・子育て支援等

吹田市子ども・子育て支援事業計画は、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的として策定しています。第3期障がい児福祉計画は、子ども・子育て支援事業計画との調和を保ちつつ、子育て支援施策と連携を図りながら支援体制の充実に努めます。

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。

第3期障がい児福祉計画期間における障がいのある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

#### 【実績】

項目		年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所	利用児童数(人) ※1)		129	146	181
認定こども園	利用児童数(人) ※1)		61	87	117
留守家庭児童育成室	利用児童数(人) ※2)		173	196	207

(※1) 各年度4月1日現在の人数

(※2) 各年度5月1日現在の人数

#### 【見込量】

項目		年度	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保育所	利用児童数(人)		200	220	230
認定こども園	利用児童数(人)		120	130	140
留守家庭児童育成室	利用児童数(人)		220	220	220

【見込量確保のための方策】

○保育所等においては、発達支援保育制度（※3）及び要配慮保育制度（※4）により、発達や健康面等に配慮が必要な児童の受け入れを実施します。私立保育所等には介助員配置に対し、助成金を交付して受け入れ体制の整備を図ります。また、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談等を実施し、保育支援や保護者支援、就学支援を行います。

○支援が必要な児童の増加に対応できるよう、関係機関と課題の検討を進めていきます。

○乳幼児から学齢期まで切れ目のない支援体制の整備に向け、支援のあり方を検討します。

○留守家庭児童育成室においては、特別な配慮を必要とする児童の受け入れに対して、必要に応じて指導員等を加配するとともに、こども発達支援センター等の専門職員による巡回相談などを実施し、保育支援や保護者支援を行います。また、一定の要件を満たす児童については、5、6年生の受け入れを行います。

（※3）発達面で配慮が必要な3歳児以上の児童に対し、集団保育を受けることで発達を促すために、保護者に就労等の保育を必要とする事由がなくても保育所等の利用ができる制度

（※4）就労等の事由で保育所等の利用を希望し、保育所等の生活において発達の支援を希望する場合に利用できる制度

第1章 吹田市障がい者支援プランの概要

第2章 障がい者をとり巻く状況

第3章 第7期吹田市障がい福祉計画

第4章 第3期吹田市障がい児福祉計画

第5章 計画に基づく施策の推進に向けて

資料